表１ 在留資格別新規入国者数の推移

（人）

在留資格＼年	平成 19	20	21	22	23
総数	7,721,258	7,711,828	6,119,394	7,919,726	5,448,019
外交	9,205	12,029	10,183	11,167	9,678
公用	14,519	24,358	22,229	27,000	19,563
教授	2,365	2,456	2,639	2,639	2,420
芸術	239	222	226	256	221
宗教	985	828	771	713	737
報道	119	226	170	136	59
投資・経営	918	919	857	896	838
法律・会計業務	8	2	4	3	4
医療	6	1	6	2	7
研究	559	563	592	528	423
教育	2,951	2,930	2,499	2,339	2,540
技術	10,959	9,212	3,363	2,852	4,178
人文知識・国際業務	7,426	5,690	4,167	4,113	4,658
企業内転勤	7,170	7,307	5,245	5,826	5,348
興行	38,855	34,994	31,170	28,612	26,112
技能	5,315	6,799	5,384	3,588	4,178
技能実習１号イ				2,282	5,178
技能実習１号ロ				23,720	60,847
技能実習２号イ				-	-
技能実習２号ロ				-	227
文化活動	3,454	3,378	3,557	3,159	2,729
短期滞在	7,384,510	7,367,277	5,822,719	7,632,536	5,180,962
留学	47,939	58,116	66,149	63,478	49,936
研修	102,018	101,879	80,480	51,725	16,079
家族滞在	20,268	22,167	20,540	19,486	18,165
特定活動	8,009	8,413	9,863	11,972	12,954
日本人の配偶者等	24,421	19,975	14,951	11,452	10,766
永住者の配偶者等	1,710	1,964	1,684	1,068	1,392
定住者	27,326	20,123	9,946	8,178	7,811
一時庇護	4	-	-	-	9

（注１）　平成２２年７月１日から「就学」の在留資格が「留学」へ一本化されたことから，平成１９年から同２２年までの「留学」は，「留学」と「就学」を合算した数値である。

（注２）「技能実習１号イ」及び「技能実習１号ロ」は，平成２２年７月１日からの人数。

（注３）「技能実習２号」の在留資格による新規入国は，上陸のための条件を定める入管法第７条第１項に適合しないため認められないものであるが，東日本大震災及び福島第１原子力発電所の事故を理由に，実習の途中で，再入国許可によらず出国した「技能実習２号」により在留していた外国人に対しては，その実習活動を継続させるため，平成２３年４月から特別措置として，入管法第１２条に定める上陸特別許可により入国を認めている。

この新規入国者数は，言わば，我が国における外国人の人の流れを示す「フロー」に当たるものであり，後記の外国人登録者数が我が国におけるある時点での滞在者の数を示す「ストック」という関係になる。

（ア）短期滞在者

平成 23 年における「短期滞在」による新規入国者数について，更に詳細に見ると，観光を目的とした外国人は 346 万 6,057 人で新規入国者全体の 66.9％を占め，商用を目的とした外国人が 114 万 1,127 人（22.0％）と続いている。特に観光客の動向は，各種イベントの開催や為替レートの動向，さらには観光客誘致のための各種施策の実施等，我が国をめぐる様々な事情に比較的影響されやすく，そうした短期滞在者が大部分を占める外国人新規入国者数の推移は，結局その時期の我が国の社会状況や国内外の動向を反映しているということができる。